誓約書

補助金の要望をしたコンベンションは、下記の項目には該当しません。

また、下記の項目に該当すると認められる場合には、石川県補助金交付規則第17条の規定により、補助金の交付決定が取消された場合であっても異議を申し立てません。

（１）宗教活動、政治活動を目的とするもの。

（２）営利を目的とするもの。

（３）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。

（４）国又は地方公共団体が主催、或いは運営に関与するもの。

（５）国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けるもの。ただし、県内の自治体

がこの要綱と同一の趣旨で交付する補助金等は除く。

（６）開催順序が予め定められている持ち回りのもの。

（７）本県で連続開催されるもの。

コンベンション名：

団体名：

代表者職氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印